

# 特殊車両通行 ハンドブック

2020 自動車運転者  
運行管理者 **必携**



# 道路法に基づく車両の制限とは

## □ 一般的制限値

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。  
(道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条)

原則、下記の寸法や重量の一般的制限値を 1 つでも超える場合は、通行許可が必要です。

		一般的制限値 (最高限度)
寸法	幅	2.5 m
	長さ	12.0 m
	高さ	3.8 m (高さ指定道路は 4.1 m)
	最小回転半径	12.0 m
重量	総重量	20.0t (高速自動車国道および重さ指定道路は 25.0 t)
	軸重	10.0 t
	隣接軸重	18.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 未満 19.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.3 m 以上かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも 9.5t 以下 20.0t : 隣り合う車軸の軸距が 1.8 m 以上
	輪荷重	5.0 t

ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合には、けん引されている車両を含みます。  
(車両制限令第 2 条)

## ○ 長さの特例 (車両制限令第 3 条第 3 項)

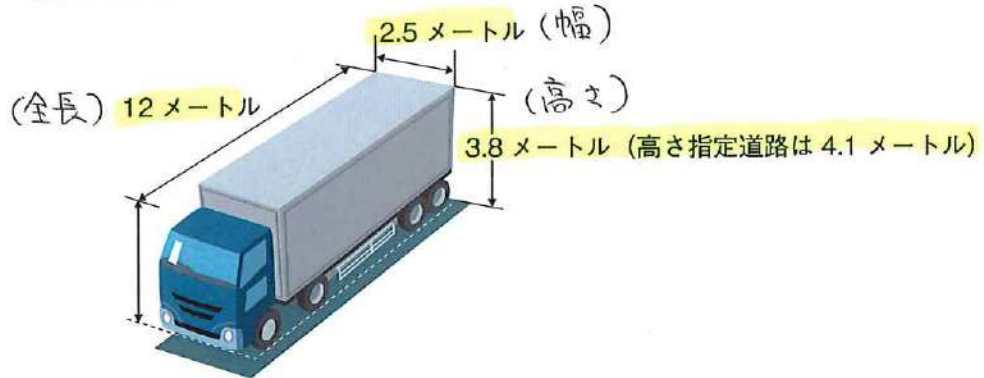
高速自動車国道を通行する場合には、下記の長さが最高限度となり、これを超える車両は、通行許可が必要です。

道路種別	連結車	長さの制限値	備考
高速自動車国道	セミトレーラ連結車	16.5 m	
	フルトレーラ連結車	18.0 m	

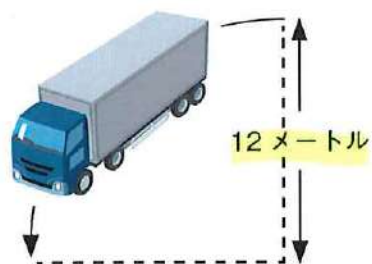
(注) この特例は積載貨物が被けん引車の車体の前方または後方にはみ出していないものの長さです。

## ○一般的制限値

### 車両の幅、長さ、高さ



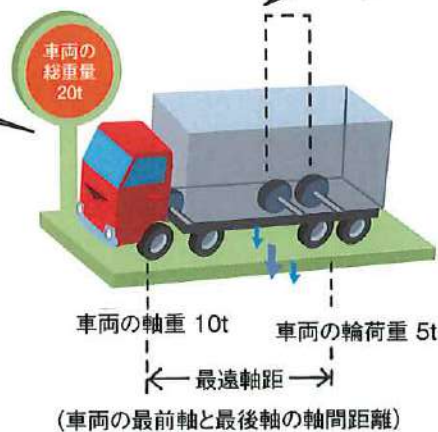
### 車両の最小回転半径



### 車両の総重量、軸重、隣接軸重および輪荷重

- 18.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m未満
- 19.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下
- 20.0t: 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上

高速自動車国道および  
重さ指定道路は25.0t





○指定道路であることを示す標識





指定道路について、迂回が必要な区間等特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。

ただし、指定道路は官報等による公示がされますので、指定道路であっても、標識を設置しない場合があります。

《重さ指定道路を示す標識》

区間の表示※ 1	分岐の表示※ 2
	

《高さ指定道路を示す標識》

	区間の表示※ 1	分岐の表示※ 2
一般道路に設置するもの		
高速道路等に設置するもの		

※ 1 区間の表示：走行している道路が指定道路であることを示す標識

※ 2 分岐の表示：分岐点等において指定道路の方向を示す標識

## 特殊な車両とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。(道路法第 47 条の 2)

### □構造が特殊な車両

車両の構造が特殊なため、一般的制限値のいずれかが超える車両で代表的な車種としては、トラッククレーン等自走式建設機械、トレーラ連結車の特例 5 車種 (バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車運搬用) のほか、あおり型、スタンション型、船底型の追加 3 車種等があります。特例 5 車種と追加 3 車種を合わせて、特例 8 車種といます。

また、新規格車も「構造が特殊な車両」に含まれます。詳細は、16 ページ「新規格車」を参照してください。

### ○構造が特殊な車両の例

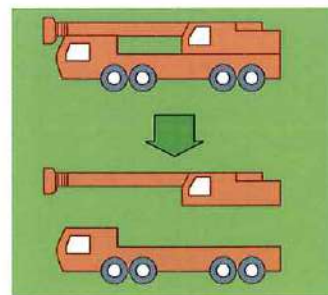
車両の形態を示したものであり、必要な軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。

### ■単車

#### ○トラッククレーン



車検証に記載された重量で走行しなければなりません。



※車両によっては一次分解が必要になる場合があります。

## □新規格車

新規格車とは、以下の制限値を満たす車両をいいます。総重量以外の制限値は、一般的制限値と同じになります。

新規格車は、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行することができますが、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ、特殊車両通行許可が必要となります。

ただし、空車の場合は特殊車両に該当しませんが、幅員の狭い道路を通行する場合等、46 ページに記載する「通行認定」が必要となる場合があります。

### 総重量の制限値

車種	最遠軸距 (d)	長さ	新規格車の制限値
特例 5 車種	$8.0\text{m} \leq d < 9.0\text{m}$	—	$24.0\text{t} < \text{総重量} \leq 25.0\text{t}$
	$9.0\text{m} \leq d < 10.0\text{m}$	—	$25.5\text{t} < \text{総重量} \leq 26.0\text{t}$
単車 特例 5 車種を 除く連結車	$d < 5.5\text{m}$	—	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
	$5.5\text{m} \leq d < 7.0\text{m}$	$9.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
		長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$
	$7.0\text{m} \leq d$	$11.0\text{m} \leq \text{長さ}$	総重量 $\leq 25.0\text{t}$
		$9.0\text{m} \leq \text{長さ} < 11.0\text{m}$	総重量 $\leq 22.0\text{t}$
	長さ $< 9.0\text{m}$	総重量 $\leq 20.0\text{t}$	

### ○新規格車の特徴

積載する貨物は分割できるものでもかまいません。右図のワッペンを車両の前面に貼ることになっています。(道路運送車両の保安基準)

20t  
超



## 通行許可申請

特殊な車両を通行させようとするときには、通行しようとする道路の道路管理者に申請し、許可を得なければなりません。(道路法第47条の2第1項)

### オンライン申請 (インターネットを利用できるパソコンが必要です)

#### 《オンラインでの申請・許可のしくみ》

申請経路に、国が管理する道路が含まれる場合、または大型車誘導区間の許可基準を満たし、申請経路に高速自動車国道が含まれる場合、インターネットに接続されたパソコンを利用して、事務所や自宅等で申請書の作成やオンラインでの申請ができます。

オンライン申請には、19ページに記載するオフライン用プログラムのメリットに加えて、以下のメリットがありますので、オンライン申請をお勧めします。

- ① 窓口に出向かなくても申請や許可証の交付が可能です。
- ② 個別審査\*がない場合には、許可証発行までの期間が短縮されます。  
(※個別審査とは、申請車両諸元が算定要領に定められた範囲を超える場合および道路情報便覧に採択されていない道路を通行する場合に、さらに精度の高い技術的審査を個々に行うことをいいます。)
- ③ 過去の申請データが利用でき、更新時等の申請書作成が簡素化されます。
- ④ パソコン画面のデジタル地図上で、通行経路を指定できます。
- ⑤ 経路を選択しながら、事前に通行条件が分かります。
- ⑥ 自動車検査証の写しの添付が不要です。

(ただし、車両等によっては対象とならないものもあります。詳細は、47～49ページの国の機関の申請・問い合わせ窓口にお問い合わせ下さい。)

# 特殊車両通行許可基準の緩和

## □車両長の緩和（ダブル連結トラック）

ダブル連結トラックの車両長について、安全な通行等の観点から必要な条件を付した上で、特殊車両通行許可に関する長さの上限を21mから25mに緩和しました。（平成31年1月29日より）

ダブル連結トラック：1台で2台分の輸送が可能



特車許可基準の車両長を緩和  
(現行の21mから最大で25mへの緩和)

### ①車両の長さの上限値の緩和

項目	改正内容
車両の長さ（フルトレーラ）	一定の条件を満たす場合に限り25m（現行21m）

### ②通行に当たっての条件

項目	内容
I 車両の技術要件	アンチロックブレーキシステム、車線逸脱警報装置などの車両安全技術に関する16装備（ETC2.0を含む）
II 運転者	①大型自動車免許5年以上保有及び牽引免許5年以上保有 ②直近5年以上の大型自動車運転業務への従事 ③2時間以上の訓練の受講 または、優良な運転手（最低12時間の訓練かつ直近3年無事故・無違反）に限り、大型免許3年以上、牽引免許1年以上、大型自動車運転業務の直近3年以上従事
III 積荷	危険物貨物、動物等は不可
IV その他	①追越、縦列走行の禁止 ②故障時等における板状及び点灯式の両方の機材の使用

### 【ダブル連結トラックについて】

URL：[http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/shinsei\\_teiryun\\_20190808.pdf](http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/pdf/shinsei_teiryun_20190808.pdf)



## 橋・トンネル等の制限

一般的制限値以下の車両であっても、橋、高架道路、トンネル等車両の重量、高さで制限値が定められているときは、これを超えて通行してはいけません。

(道路法第47条第3項、第47条の2第1項)

### ○車両の重量が制限されている場合



### ○車両の高さが制限されている場合



道路標識に示されている制限値を超える車両を通行させようとする場合は、特殊な車両と同様に、道路管理者に「通行許可申請」を行わなければなりません。